

答申素案

第1章 我が国の教育をめぐる現状と課題 ～「教育立国」の実現に向けて～

- ① 我が国の教育をめぐる現状と今後の課題
- ② 教育の使命
- ③ 「教育立国」の実現に向けて

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

(1) 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ア 公教育の質を高め、信頼を確立する
 - イ 社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ア 高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - イ 世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成する

(2) 求められる教育投資の方向

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(1) 基本的考え方

- ① 「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③ 国・地方それぞれの責任の明確化

(2) 施策の基本的方向

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

(3) 特に重点的に取り組むべき事項

(4) 基本的方向ごとの施策

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- ① 関係者の役割分担、連携協力
- ② 教育に対する財政措置
- ③ 的確な情報の収集・発信と国民の意見等の把握・反映
- ④ 新たな検討が必要となる事項への対応
- ⑤ 進捗状況の点検及び計画の見直し

第1章 我が国の教育をめぐる現状と課題

～「教育立国」の実現に向けて～

① 我が国の教育をめぐる現状と今後の課題

我が国の教育は、明治期以来、国民の高い熱意と関係者の努力に支えられながら、国民の知的水準を高め、我が国社会の発展の基盤として大きな役割を果たしてきた。特に、初等中等教育については、教育の機会均等を実現しながら高い教育水準を確保する稀有な成功例として、国際的にも高い評価を得てきた。

一方、都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の低下が指摘されるようになるとともに、個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつある。こうした状況の中で、近年、教育をめぐる、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で、課題が生じるようになってきている。

また、官民の分野を問わず発生し社会問題化した多くの事件の背景には、社会において責任ある立場の者の規範意識や倫理観の低下があるとの指摘がある。さらには、社会を構成する個人一人一人に、自ら果たすべき責任の自覚や正義感、志などが欠けるようになってきているのではないかと懸念する意見もある。

このような状況は、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や、人間関係の希薄化、自分さえ良ければ良いという履き違えた「個人主義」の広がりなどがあいまって生じてきたものと見ることもできる。しかしながら、経済などの一面的な豊かさの追求のみをもって全体の目指すべき目標と位置付け得るほど、社会は単純なものではない。

我が国社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、我々の意識や社会の様々なシステムを、経済的な価値だけに限定されない、人として他と調和して共に生きることの喜びや、そのために求められる倫理なども含めた価値を重視する方向へと転換していくことが求められている。

同時に、近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、我が国では、社会保障、環境問題、経済の活力の維持、地域間の格差の広がり、世代をまたがる社会的・経済的格差の固定化への懸念、社会における安全・安心の確保などの様々な課題が生じている。

また、国際社会においても、グローバル化に伴う国際競争が激化する一方で、地球環境問題や食糧・エネルギー問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化している。民族・宗教紛争や国際テロなども人類の安全を脅かしている。

さらに、今後、我が国にとってはこれまで以上に変化の激しい時代が到来することが予想される。その全体像を捉えることは難しいものの、例えば今後の10年間程度を展

望すれば、以下のような面での変化を予想することができる。

- ・ 少子化の進行により、人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で、人口の4人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入する。こうした状況に対応するため、教育を含む社会システムの再構築が重要な課題となる。
- ・ グローバル化が一層進むとともに、中国などの諸国が経済発展を遂げ、国際競争が更に激しさを増す。同時に、国内外の外国人との交流の機会が増え、異文化との共生がより強く求められるようになる。知識が社会・経済の発展を駆動する「知識基盤社会」が本格的に到来し、知的・文化的価値に基づく「ソフトパワー」が国際的に一層重要な役割を果たす。また、科学技術が一層発展する中で、新たな社会的価値や経済的価値を生み出すイノベーション創出の重要性が一層高まる。
- ・ 地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題が複雑化、深刻化し、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となる。教育分野においても、持続可能な社会の構築に向けた教育の理念がますます重要となる。
- ・ サービス産業化など産業構造の変化が更に進展する。非正規雇用の増大や成果主義・能力給賃金の導入など雇用の在り方の変化が更に進む中で、個人の職業能力の開発や雇用の確保、再挑戦の可能な社会システムの整備、更には一人一人のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保が一層重要な課題となる。
- ・ 個々の価値観やライフスタイルの多様化が一層進む。インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが更に進む一方で、その影の部分への対応も課題となる。また、ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの意識が高まり、新たな社会参画が進展する。

我々を取り巻くこうした国内外の様々な状況の変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力をいかに生み出していくかが、今まさに問われている。

② 教育の使命

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものである。同時に、教育は、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤でもある。さらに、人類の歴史の中で継承されてきた文化・文明は、教育の営みを通じて次代に伝えられ、より豊かなものへと発展していく。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものである。

同時に、今後の社会を展望するとき、特に以下のような観点から、教育への期待が高まっている。

社会が急速な変化を遂げる中であって、個人には、自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力が一層求められるようになる。すべての人に一定水準以上の教育を保障するとともに、自らの内面を磨くために、また、社会に

参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境の整備が課題となっている。

国際競争は今後更に激化することが予想される。このような中において、我が国社会の活力の維持・向上と国際社会への貢献のためには、先見性や創造性に富む人材や卓越した指導力を持つ人材を幅広い分野で得ることが不可欠であり、その育成に当たり、教育の担うべき役割が拡大している。

今後の人口減少や高齢化の中で、中長期的な趨勢として、国や地方公共団体などの「官」が直接提供する公共サービスは必要最小限のものへと一層重点化が進むとともに、「民」のセクターによる公益的な活動等への期待が高まることが予想される。

こうした状況の中で、個人の幸福で充実した人生と我が国社会の持続的な発展を実現するためには、社会を構成する個人が、社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することがこれまで以上に重要になる。

社会における人と人とのつながりを回復し、コミュニティを再構築していくことは、今後の我が国社会の大きな課題であり、教育の使命として、個人が自立的に社会に参画し、相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たすために必要な力を養うことを、今後一層重視する必要がある。

③ 「教育立国」の実現に向けて

以上のような現下の教育をめぐる課題と社会の変化の動向、その中での教育の使命を踏まえ、改正教育基本法の理念の実現に向け、今こそ我が国は「教育立国」を宣言し、国を挙げて教育の振興に取り組むべきである。すべての人に等しく学習の機会が開かれ、生涯を通じ、一人一人が自己を磨き、高めることのできる社会を築くこと、このことを通じ、知的・道徳的水準の高い、持続可能で豊かな社会を創造し、国際社会に貢献し、その信頼と尊敬を得ることこそが、今後の我が国が目指すべき道と考える。

我が国は、これまでも時代の変革期において、国家・社会の存立基盤である教育に大きな力を傾け、成果をあげてきた。今後、本格的な知識基盤社会に向かい、国際的な競争も一層激しくなる中で、未来への先行投資である教育の重要性はますます高まっており、多くの先進諸国が教育を重視するようになってきている。およそ60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の新たな世紀を切り拓くべき今、我が国としても、国においても、また、地方においても、教育に格段の力を注ぐとともに、教育立国の実現に向け社会全体で取り組む必要がある。

以上のような認識の下、今回の教育振興基本計画においては、改正教育基本法の理念に基づき、今後概ね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示すこととしたい。

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

(1) 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化等の中で、未来への先行投資である教育の重要性が今後一層高まることを考えるとき、教育の発展なくして我が国の持続的な発展はなく、国家戦略として「教育立国」の実現に取り組む必要がある。

このことを踏まえ、教育振興基本計画においては、今後概ね10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下の目標を掲げる。

① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが自立して社会で生きるとともに、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てる。特に、幼児期からの教育に重点的に取り組む。

ア 公教育の質を高め、信頼を確立する

全国どの地域においても、誰もが安心して子どもを学校に通わせ、優れた教員の下で教育を受けることができるよう、教育内容、教育条件の充実を図る。このことにより、世界トップクラスの学力水準を確保し、責任ある社会の一員として自立して生きていくための基礎となる力を育てる。このような力を、子どもの状況に応じ、特別な支援を必要とする子どもや不登校の子ども等も含め、すべての子どもたちに養う。

イ 社会全体で子どもを育てる

教育の出発点である家庭の教育力を高める。地域全体で子どもを育むことができるよう、その教育力を高めるとともに、地域が学校を支える仕組みを構築する。このことを通じ、地域の絆や信頼関係を強化し、より強固で安定した社会基盤づくりにも資する。

② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

義務教育後の学校教育の質を格段に向上させるとともに、国際競争力を高める。同時に、個性や能力に応じ、希望するすべての人が、生涯にわたりいつでも必要な教育の機会を得ることができる環境を整備する。

ア 高等学校や大学等における教育の質を保証する

高等学校について、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じて教育の質を保証し、向上を図る。あわせて、将来の進路や職業とのかかわりに関する教育を重視し、社会の有為な形成者として必要な資質を育成する。

大学等の個性化・特色化を進め、それぞれの機能に応じた教育研究活動を促す。また、大学等における教育の質の保証・向上に向けた制度を整備・確立する。これらを通じ、教養と専門性を養い、社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を確実に養うことを重視する。

あわせて、生涯を通じていつでも必要な学習を行うことのできる機会を充実する。

イ 世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成する

国際的競争力を持ち、世界の英知が結集する教育研究拠点を重点的に形成し、知的な貢献ができる人材を育成するとともに、大学の教育研究の高度化を通じて「知」の創造・継承・発展を支える。また、「留学生30万人計画」を策定し、優れた学生を多数受け入れることのできる体制を確立する。

幼児期から義務教育終了までの教育を充実することは、早い段階で能力と責任感を備えた社会の構成者を育成することとなり、将来も含めた社会の安定や発展にも資するものである。また、義務教育後の教育、中でも高等教育は、知識基盤社会における活力の源泉であり、将来にわたる社会の発展の基盤となるものである。これら各段階における教育の充実を通じて、生涯学習社会の実現を目指す必要がある。

(2) 求められる教育投資の方向【現在検討中】

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(1) 基本的考え方

従来、教育政策の策定と実施においては、例えば「教育課程」や「教職員定数改善」、「高等教育」など、個別のテーマに焦点を絞り、当該分野の中での完結を目指す傾向が強かった。教育振興基本計画は、これら個別の政策を横断的に捉え直し、教育政策の総合的な推進を図ることを意図するものである。

また、これまで教育施策においては、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCAサイクルの実践が必ずしも十分でなかった。その反省に立ち、今回の計画においては、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な行政の実現を目指す必要がある。

これらの点にも留意しつつ、以下においては、第1章、第2章に示した現状と課題、今後10年間を通じて実現すべき教育の姿を踏まえ、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示すこととする。

その際、取組の全般にわたり、以下のような考え方を重視する。

① 「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化

教育は、個人により良く生きる力を与えるものであるとともに、社会全体の存立基盤を形づくる価値形成活動であり、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業、社会教育団体、民間教育事業者、NPO、メディアなど、官・民を通じた様々な関係者の取組により成り立つものである。

このうち、国、地方公共団体、学校、保護者等教育に直接携わる者に特に大きな責任があることは言うまでもないが、地域住民や企業等も、教育の受益者という受身的な立場に止まることなく、自らも社会の一員として教育に責任を共有するとの認識の下、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画することなどが期待される。

なお、学校については、ややもすれば閉鎖的になりがちで学校外からの協力を得ることについて消極的との批判も多い。学校や教育行政の側においてもこうした意識を改め、学校を広く様々な分野からの協力を得て地域に開かれたものにしていく努力が必要である。また、国や地方公共団体の行政部内においても、「縦割り」といわれる状況を改善し、一体となって教育に取り組む必要がある。

同時に、今後の国際的な知識基盤社会において国や社会の活力の源泉となるのは「知」の力であることを考えるとき、教育をめぐる各主体がそれぞれの立場での責任を全うするのはもちろんのこと、それにとどまらず、「知」を育む教育の振興に向け、各主体が横の連携を強化し、社会全体で教育に取り組んでいくことが求められる。

例えば、学校教育と社会教育、また、学校と地域との新しい連携の仕組みを構築する

ことは、今後の重要な課題の一つである。こうした取組を通じ、社会の多様なニーズに応える学習機会が豊富に提供されるとともに、連携による相乗効果として、教育の質が一層高まることが期待される。

社会全体で連携して教育に取り組むことは、一人一人の主体的な参画によるコミュニティづくりや、より良い社会づくりにも資するものである。同時に、社会の様々な世代の様々な主体が多様な形態で教育に関わることは、働くこと、社会とつながり、社会に参画することの意義を身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げ、生きる意欲を高めることにもなる。

② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現

改正教育基本法において、今日目指すべき教育の理念が明示された。その理念を人間像の観点から言い換えれば、概ね以下の3つに集約することもできる。

- ・ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- ・ 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- ・ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成

また、このことを受け、学校教育法において、義務教育の目標や各学校段階ごとの教育の目標が改めて規定された。

今後の変化の激しい社会においては、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になる。一人一人が、より良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていかなければならない。そのために必要な力として、これまで初等中等教育に関して「生きる力」を提言してきた。

また、OECDにおいても、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な能力を「主要能力（キーコンピテンシー）」と位置付け、①社会的・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、②多様な社会グループにおける人間関係形成能力、③自立的に行動する能力、の3つの観点を重視するようになっている。

さらに、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)においては、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（「持続発展教育／Education for Sustainable Development (ESD)^{注1)}」)が提唱されており、2005年から2014年までの10年間は、「国連持続発展教育の10年」と位置付けられている。地球的規模での持続可能な社会の構築は、我が国の教育の在り方にとってもきわめて重要な理念の一つであり、今後一層重視していく必要がある。

注1 2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」において、我が国は「持続発展教育の10年」(以下、「ESDの10年」という。)を提案した。2002年の第57回総会では、2005年からの10年間を「ESDの10年」とすることが決議されるとともに、ユネスコが主導機関として指名されている。

これらの理念はいずれも教育基本法の理念と軌を一にするものであり、こうした観点も踏まえながら、個人の発達段階やその時置かれている状況等を踏まえつつ、すべての人が生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる環境を整備する必要がある。

そのためには、それぞれの教育の役割や学校ごとの目標の達成に留意しながら、例えば、家庭教育と幼児教育、幼児教育と小学校、高等学校と大学等の学校間、更には学校教育と職業生活等との連携・接続の改善にとりわけ意を用いていく必要がある。また、一旦学校教育を終えた後に、それぞれのニーズに応じて再度学校教育の場に戻ったり、様々な社会教育を受けたりすることも一層促進されるべきである。

あわせて、大学等での先端的な研究によって得られた最新の成果等も生かした教育内容・方法の改善など、教育現場と大学等との連携の強化も進めていく必要がある。

③ 国・地方それぞれの責任の明確化

教育基本法では、第16条第1項において、教育行政が国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないことを規定した上で、同条第2項及び第3項において、国及び地方公共団体それぞれの役割と責務を定めている。このように、教育の実施に当たっては、国・地方公共団体それぞれの立場での取組が不可欠である。

今回策定する教育振興基本計画は、政府の計画である。教育において、国は、教育制度の枠組みや学習指導要領等の基準を設定し、教育水準の維持・向上に努めるとともに、全国的な教育の機会均等の実現などの役割を担う。あわせて、高等教育に関する質の保証システムの整備や財政支援等を行うことなどが求められる。こうした基本的な役割を踏まえ、政府は、教育振興基本計画に国として今後概ね10年先を見通して5年間に取り組むべき事柄を明示し、定期的に点検を行いながら、その責任を全うする必要がある。

一方、地方公共団体は、それぞれの地域の実情に応じた教育を実施するとともに、その教育の質を高めていく責務を負う。特に、初等中等教育や社会教育に関する事務を中心に、教育の実施に係る多くの部分は地方公共団体において担われるものであり、今後、地方分権を更に推進していく観点からも、その主体的な取組の充実が求められる。

以上を踏まえ、今回の教育振興基本計画では、教育施策全体の方針に照らし、国として奨励し、推進することが望ましいと考えられる施策であっても、地方公共団体が担うべき事務については、国としてはあくまでそれを期待し「促す」に止まる立場であることを明示するなど、相互の役割分担を明らかにし、それぞれの責任を明確にすることが必要である。このような自律的な関係を前提としつつ、相互に協力し合いながら施策の推進に努める必要がある。

(2) 施策の基本的方向

以上の基本的考え方を踏まえ、教育振興基本計画において、今後5年間に政府が取り組むべき教育施策の基本的方向を、以下の4点に整理する。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきた。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きが出てきている。団塊の世代が退職後地域に戻り、ボランティア活動等に取り組もうとする動きもある。こうした状況も十分に踏まえつつ、新たな連携協力の仕組みを構築し、関係者が一体となって教育に取り組む必要がある。

例えば、地域の人々が様々な形で学校の運営を支援することや、学校が学習の拠点として地域に貢献することなどは、相互の信頼を強化し、今後の新しい関係を構築する上で大きな意義を持つであろう。こうした取組の積み重ねが、学校を変え、地域を変えていく。

また、教育の出発点である家庭教育の充実を期するためには、子育てに対する関係機関や地域住民、幼稚園・保育所等の支援が重要な役割を果たす。

このほか、社会教育施設の学校教育への協力や当該施設での地域住民のボランティア活動など、教育をめぐる様々な局面で連携は広がりつつある。こうした動きを積極的に支援し、拡大していく必要がある。また、産業界等に対しても、教育への理解と協力を要請するとともに、教育が、社会との積極的な関わりの中でその要請に応じていくことも求められる。

あわせて、今後社会の急激な変化が予想される時代において、一人一人が個人として自立し、常にその能力を磨きながら、健康で充実した人生を実現できるよう、誰もが生涯にわたって学び、愉しみ、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦のできる仕組みづくりを社会全体で進める必要がある。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ 誰もが身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援や教育支援を受けたり、こうした活動に参加したりすることができるようにする
- ◆ 学習者が身近な場所で、そのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、大学等における学習機会の増加を目指す

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

幼児期から高等学校段階までの初等中等教育は、個人がその生涯を生きる基盤を形成するものである。各学校間や職業生活との円滑な接続に留意しながら、学校段階ごとの発達課題を踏まえた質の高い教育を保障し、一人一人の学ぶ意欲や学力を向上させるとともに、豊かな心と健やかな体を育成し、今後の変化の激しい時代を主体的に、かつ、

幸福に生きるための強固な基盤を養う必要がある。

幼児教育、義務教育である小学校・中学校段階、高等学校段階、さらに、特別な支援を必要とするすべての子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことを目的とする特別支援教育を通じて、一人一人の「生きる力」をはぐくむという理念の実現を目指さなければならない。

このために、教育内容を不断に改善・充実するとともに、その着実な実施により、各学校段階における教育の一層の充実を図る必要がある。また、不登校の子どもをはじめ、手厚い支援が必要な子どもの教育の充実やいじめなど問題行動への対応も求められる。

また、教員が一人一人の子どもに十分に向き合うことのできる環境を整備する。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成とともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、確かな学力を身に付けた子どもを育成する。これにより、世界トップクラスの学力水準を確保し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させる
- ◆ 基本的な生活習慣の確立を図り、子どもに規範意識を身に付けさせる。これにより、「学校生活が充実している」、「落ち着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やす
- ◆ 子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせる
- ◆ 教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量及び総合的な人間力を備えた教員の確保を図り、社会から信頼を得られる学校をつくる

基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

今後の「知識基盤社会」において、「知」の創造と継承・発展を担う高等教育は、個人の人格形成や、生涯にわたる学習活動の場としても、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要な役割を果たすこととなる。また、環境問題をはじめとする地球規模での課題への対応においても、人材育成をはじめ、高等教育に期待される役割は大きい。

このような中で、高等教育に対する様々な需要に的確に対応するためには、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が、各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、競争的環境の中で相互に切磋琢磨しながら、個々の学校の個性・特色を発揮していくことが必要である。

特に、改正教育基本法においては、新たに大学に関する条文が設けられ、その基本的な役割として、教育と研究とを両輪とする従来の考え方が改めて確認されるとともに、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが明確にされたことを十分に踏まえる必要がある。

今後、各大学等においては、それぞれが自律的に選択した教育理念に基づき、自らの個性・特色を明確化した上で、国内外の大学等や産業界、初等中等教育段階の学校等との連携も深めつつ、教育活動の質を保証し、また、不断に高め、豊かな教養と人間性、専門性を兼ね備え、地域から国際舞台まで幅広い分野においてそれぞれの立場で活躍で

きる人間を育成し、社会の期待に応えることが求められる。あわせて、国際競争力ある教育研究拠点として「知」の創造・継承・発展を担うことが期待される。

国は、各大学等における自主的な取組を促すため、評価制度の充実など必要な制度改正や各種の情報の提供、財政支援等に取り組む必要がある。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ 学士課程の学習成果として共通に求められる内容を明確化し、厳格な成績評価の導入等大学教育の質を確保するための枠組みを構築し、各大学における組織的な取組を推進する
- ◆ 将来的に、国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成することを目指し、条件を整備する
- ◆ 地域再生の核となる大学連携群を形成することを目指し、条件を整備する

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

未来に向かって成長する子どもたちが、安全で質の高い空間で学び、様々な体験をし、生活できるようにすることは、教育の不可欠な前提条件である。

現状において、各学校の教育環境の整備状況については地方公共団体ごとに大きな差異があることが指摘され、地域間の教育格差につながりかねないとの懸念も生じている。国と地方公共団体の適切な役割分担の下に、教育行政全体の責務として、学校施設の耐震化をはじめ、安全・安心な教育施設の整備を進める必要がある。子どもたちの安全・安心な環境確保のために、ボランティアをはじめとする学校外の人々の協力を得ることも重要である。同時に、全国どの地域においても、一定水準以上の質の高い充実した教育環境を保障するため、学校の情報化、優れた教材や図書の確保などを更に推進することが求められる。

また、公教育の重要な一翼を担う私立学校については、改正教育基本法に新たに条文が設けられたところであり、私学助成の充実等を通じ、その一層の振興を図る必要がある。

さらに、教育は、個人にとって重要であるのみならず、その成果は社会全体の共通の資産ともなるものである。教育を受けることを望む人が経済的理由によりその希望を断念することなくその能力を伸ばすことができるよう、同時に、社会的な格差を固定させることのないよう、家計の教育費負担の軽減に向けた取組を進める必要がある。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ すべての子どもたちが安全な学校施設で安心して学ぶことができる教育環境を整備する
- ◆ 意欲と能力のある者が、経済的理由により断念することなく教育を受けられることができるよう条件を整備する

(3) 特に重点的に取り組むべき事項

今後5年間に取り組むべき施策の中でも、とりわけ以下の事項については、特に重点的な取組が求められる。

政府は、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責務において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

◎ 確かな学力の保証

○ 新学習指導要領の実施

基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成などを通じ、「確かな学力」を養うとともに、「生きる力」を育成することを目指す新学習指導要領について、平成20年度に集中的に周知を図り、平成21年度から可能な限り先行実施する。小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から新学習指導要領に基づく教科書を用いて完全実施する。

〔新学習指導要領の円滑な実施のための諸条件の整備について検討中〕

○ 学力調査による検証

教育における検証・改善サイクルの確立に向け、児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する。

また、高等学校についても、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を支援する。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

○ 道徳教育や伝統・文化に関する教育、体力づくり、体験活動の充実

道徳教育や伝統・文化に関する教育について、新学習指導要領に基づき充実強化を図る。特に、道徳教育については、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の下での指導計画づくりなどを促進するとともに、教材に関して、適切な教材が教科書に準じたものとして十分に活用されるよう、国庫補助制度を早期に創設する。また、子どもの発達の見点を踏まえつつ、家庭、学校、地域が一体となって徳育を推進するための諸方策について幅広く検討を行う。

子どもたちの体力を上昇傾向に転ずることを目指して、体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえた体力づくりの取組を支援する。

小学校で自然体験、中学校で職場体験、高等学校で奉仕体験をすべての児童生徒が一定期間（例えば1週間程度）行うことができるよう、関係府省が連携して支援する。

○ いじめ等問題行動等に対する取組の強化

教育相談等を必要とするすべての小中学生が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談等を受けられるよう支援する。

○ 幼児教育の充実

幼稚園と保育所の連携を進め、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領

と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年度から実施するとともに、幼児教育に携わる教職員の資質向上のための取組を促す。あわせて、認定こども園の普及を促す。

◎ **教員が子ども一人一人に向き合える環境づくり**

○ **教員の資質向上及び優れた教員の確保**

教員に対する適切な処遇の確保、実践的指導力の育成のための教員養成課程の改善、多様で質の高い人材の確保のための採用や研修の充実の促進、平成21年度から教員免許更新制が円滑に実施されるための取組等を行う。

○ **教員の子どもと向き合う時間の拡充**

必要な教職員定数を措置するとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の外部化などを通じた学校現場の負担軽減を支援する。

◎ **手厚い支援が必要な子どもの教育の充実**

○ **特別支援教育**

発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実現するため、障害のある児童生徒の在籍するすべての公立小・中学校において、必要に応じて「個別の指導計画」が作成されるよう促す。

○ **不登校の子ども等に対する教育機会の充実**

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の充実を支援するとともに、不登校の子ども等に対する教育機会の充実の観点からの支援などの取組を進める。

◎ **地域全体で子どもたちを育む仕組みづくり**

○ **家庭教育支援**

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう支援する。このことにより、専門家の連携による支援など、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組がすべての市町村において実施されることを目指す。

○ **地域が学校を支援する仕組みづくり**

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える「学校支援地域本部」などの取組を支援する。このことにより、地域が学校を支援する仕組みづくりがすべての中学校区を対象に実施されることを目指す。

○ **放課後等の子どもたちの居場所づくり**

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、体験や学習活動の場を提供する「放課後子どもプラン」などの取組を支援する。このことにより、放課後等の子どもたちの居場所づくりがすべての小学校区で実施されることを目指す。

◎ **キャリア教育・職業教育の充実と生涯を通じた学び直しの機会の充実**

○ **キャリア教育や専門高校における職業教育の充実**

中学校を中心とした職場体験活動をはじめ、小学校段階からのキャリア教育の充

実を支援する。あわせて、すべての専門高校において、地域社会との連携強化等を通じ、生徒のニーズに応じて専門分野に関する現場実習を行うことができるようにするなど、職業教育の拠点としての専門高校の活性化を支援する。

○ **専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の充実**

大学・短期大学、高等専門学校・専修学校等における実践的な職業教育を支援する。特に、国際的に活躍できる高度専門職業人を養成するため、専門職大学院等の教育の高度化について支援を充実するとともに、各分野の評価団体の形成を促進する。さらに、実践的・創造的な技術者を養成するため、高等専門学校の振興のための計画を策定し、その実現に向けた取組を行う。

○ **生涯を通じて大学等で学べる環境づくり**

生涯学習へのニーズに対応し、年齢の壁を破り、大学・短期大学、専修学校等における社会人等受入れを大幅に拡大することを目指して必要な環境の整備・充実に支援する。

◎ **大学等の教育力の抜本的強化と質保証**

○ **社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の実現**

学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指し、各大学等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、厳格な成績評価システムを導入するよう支援する。また、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくことを促す。さらに、大学等の設置認可や認証評価制度、情報公開を含めた包括的な教育の質保証の在り方について、中央教育審議会において検討し、必要な方策を講ずる。

○ **国公私を通じた大学間の連携による戦略的な取組の支援**

大学間の連携による各大学等の教育研究環境等の充実や地域貢献のための取組を200件程度支援する。また、国公私を通じ複数の大学等が学部・研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設する。あわせて、大学等が社会的要請の高い人材育成について地域や産業界と連携して行う優れた取組を支援する。

◎ **卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進**

○ **世界最高水準の教育研究拠点の形成と大学院教育の振興**

平成23年度までに、世界的に卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する。あわせて、すべての大学院において、国際通用性を確保し、高度な課題探求能力が育成されるよう、大学院教育の組織的展開の強化を支援する。また、大学の教育研究水準の高度化を目指し、科学研究費補助金の拡充や施設・設備の充実を図るとともに、国公立大学を通じた共同教育研究拠点の整備を支援する。

○ **「留学生30万人計画」の策定・実施**

大学等の国際化や国際競争力の強化、諸外国との相互理解の増進を図るため、中央教育審議会の審議を経て「留学生30万人計画」を策定し、その実現に向けた取組を行う。

◎ **安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障**

○ **学校等の教育施設の耐震化の推進**

学校等の教育施設の耐震化や施設環境の改善・充実を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援する。

○ **学校における安全・安心の確保**

子どもの安全と安心を確保するため、すべての小中学校において教育面と管理面からなる学校安全と学校保健に関する計画が策定されることを目指す。あわせて、地域のボランティアや医療機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を支援する。

○ **教育費負担の軽減を通じた教育への機会の保障**

就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置等による教育費負担の軽減を通じた教育への機会の保障を図る。

(4) 基本的方向ごとの施策

前述の4つの基本的方向に基づき、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

改正教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）の規定を踏まえ、「連携・協力」を掛け声に終わらせず、それぞれの役割と責任を自覚した上で、誰もが参加できる具体的な仕組みを持つものとして社会に定着させることを目指す。このため、学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的な仕組みを構築するとともに、社会全体の教育力向上に取り組む。

【施策】

◇ 地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の充実

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことを目指し、「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を支援する。こうした地域が学校を支援する仕組みづくりが、すべての中学校区を対象に実施されることを目指す。その際、学校と地域の調整を図るコーディネーターを養成・確保する取組を支援する。また、社会教育主事が、情報の提供や地域における調整役として積極的な役割を果たせるよう、その資質向上等に関する取組を支援する。

◇ 家庭・地域と一体になった学校の活性化

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{注1}の設置促進に取り組む。公立学校の学校選択制について、児童生徒数等を勘案した予算配分による学校改善方策に関するモデル事業の実施を含め、地域の実情に応じた普及を図る。また、地域の実情に応じて行われる学校の適正配置に関し、国として必要な支援策を講じる。

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、関係者の連携を図るコーディネーターを養成・確保しつつ、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等の場を提供する「放課後子どもプラン」などの取組を、関係府省が連携して支援する。

注1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは、保護者や地域住民等が、一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現するための仕組みであり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成16年9月に制度化された。制度化以降、年々着実に増加しており、平成19年7月1日現在、全国で213校がコミュニティ・スクールに指定されている。

こうした取組が、すべての小学校区で実施されるようになることを目指す。

あわせて、関係府省が連携して、小学校で自然体験・集団宿泊体験をすべての児童が一定期間（例えば1週間程度）実施できるよう取り組むとともに、体験活動プログラムの開発や10万人を目標とする指導者の育成を支援する。

◇ **青少年を有害環境から守るための取組の充実**

インターネットや携帯電話、テレビ、出版物等のメディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、社会の有害環境から子どもたちを守るための取組の体制を関係府省が連携して整備する。あわせて、産業界への協力要請や、保護者をはじめとする関係者の意識向上に向けた啓発活動を実施し、保護者の有害環境対策フィルタリングの認知率が90%となることを目指す。また、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭を含めた情報モラル教育の充実を支援する。

◇ **関係機関の連携による子供、若者、家庭等に関する支援の充実**

子ども、若者、家庭等に関する関係機関の連携による総合的な支援のあり方について、関係府省が連携して検討するとともに、地方公共団体の取組を促す。

◇ **企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大**

社会全体で教育の向上に取り組むため、企業等と教育関係者の代表が一堂に会し、教育課題について議論を行う場を定期的に設けるなど、相互理解の促進に取り組む。

ワーク・ライフ・バランスの促進に向け、企業等に対し、労働者が、仕事だけでなく、子育てや自らの学習活動、地域貢献活動などに十分にに取り組むことができるような勤務条件の配慮を促すとともに、学校や地域での教育活動に対する支援、教育的な観点からの採用の在り方の改善等について継続的に協力を要請する。

同時に、教育委員会や大学等教育関係者に対し、産業界等との積極的な連携・協力の拡大を呼びかける。

② 家庭の教育力の向上を図る

改正教育基本法第10条（家庭教育）において、保護者は子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のため必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないと規定されている。各家庭において、これらのことが行われるよう、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める。あわせて、すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、社会全体で家庭教育を支援する。

【施策】

◇ **子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の充実**

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的

人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう支援する。このことにより、専門家の連携による支援など、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援がすべての市町村で実施されるようになることを目指す。

◇ **幼稚園等を活用した子育ての支援の充実**

幼稚園、保育所及び認定こども園が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育ての支援の充実を促す。

③ 人材育成に関する社会の要請に応える

一人一人の社会的自立を実現するとともに、我が国社会の活力の維持・向上の観点から、教育と職業や産業社会との相互の関わりを一層強化し、人材育成に関する社会の要請を踏まえた教育を充実する。このため、キャリア教育を支援するとともに、産業界と連携して、また、初等中等教育段階から高等教育段階に至る教育の連続性に配慮しつつ、職業教育を強化する。併せて、グローバル化に対応し得る国際的通用性のある高度専門職業人の養成を強化する。

【施策】

◇ **地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の充実**

子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚を促すため、経済団体、PTA、NPO法人などの協力を得て、関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を支援する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育の充実を支援する。その際、中学校段階ではすべての生徒が一定期間(例えば1週間程度)の職場体験活動を経験できるようになることを目指す。

また、専門高校等における地域社会等と連携した職業教育の充実を支援するとともに、高校生等に専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供するための取組を支援する。さらに、実務に精通した専門人材の学校への派遣など、中学校や高等学校等におけるものづくりなど実践的な教育への支援を充実する。

◇ **専門高校における職業教育の充実**

職業教育の拠点としての専門高校の活性化を図るため、社会や地域のニーズに応じた専門的職業人の育成の先導的な取組を行う専門高校に対する支援を充実する。あわせて、高等学校普通科、総合学科や小・中学校との連携、大学等との連携・接続の強化を促す。

また、専門高校と地域産業界の連携による専門的職業人の育成を関係府省が連携して支援する。これらを通じ、すべての専門高校において、生徒のニーズに応じて専門分野に関する現場実習を行うことができるようになることを目指す。あわせて、長期間の現場実習の実施の大幅な増加を支援する。産業社会の動向や地域・生徒の実態・ニーズに対応した教育内容の改善や学科等の連携・改編等を促すため、先進的な事例の普及等に取り組む。

◇ **大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の充実**

国際的に通用する高度専門職業人の養成に向け、「大学院教育振興施策要綱」を改訂し、大学関係者と関連する業界や職能団体等との連携などによる専門職大学院等における教育の高度化への支援を充実する。また、ものづくり技術の継承・発展とイノベーション創出を担う実践的・創造的技術者を育成するため、平成20年中に高等専門学校の振興のための計画を策定し、地域と連携した教育内容・方法の開発をはじめとする取組の支援を充実する。大学・短期大学における社会的要請の高い課題に対応する教育の取組に対する支援を充実する。あわせて、専修学校について、社会の変化に即応した実践的な職業教育及び専門的な技術教育を行う機能が発揮されるための取組を支援する。

◇ **産業界・地域社会との連携による人材育成の強化**

人材育成に関する社会の要請に応えるため、大学等と産業界・地域社会とのより幅広い連携協力の下でのインターンシップの充実や教育プログラムの開発などの取組への支援を充実する。また、大学等と企業等との共同研究や大学の有する研究成果の提供、産業界・地域のニーズに対応した人材育成等を支援する。

④ いつでもどこでも学べる環境をつくる

誰もが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し、情報通信技術も活用しつつ、必要な環境を整備する。その際、特に、個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用積極的に取り組む。

【施策】

◇ **図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の充実**

- ・ 住民にとって身近な「地域の知の拠点」である図書館が、誰もが利用しやすい環境に整備され、充実した機能を果たすよう、質量両面における充実が図られるべきであり、先進的な事例の普及や研修の充実等を図る。あわせて、司書の資質の向上を図るため、資格要件を見直す。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実を支援する。
- ・ 地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する充実した博物館活動が行われるよう、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を支援する。また、さらに、博物館活動の専門的職員である学芸員の資質向上を図るため、資格要件を見直す。

◇ **公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり**

公民館をはじめとする社会教育施設について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習拠点、さら

には人づくり・まちづくりの拠点としての機能を充実させる取組への支援を充実する。あわせて、公民館の運営状況に関する評価の実施や、地域住民に対する積極的な情報提供を支援する。

◇ **地域における学習成果を生かしたボランティア活動の促進**

あらゆる世代が、学習活動やその成果を生かしたボランティア活動を通じて防犯・防災、まちづくり、文化、子育てなどの地域の活動に参画し、その絆を深め、地域の教育力を高めるとともに、地域独自の歴史や文化への理解を促進することができるよう、社会教育施設における学習の成果を活用して行うボランティア活動等の機会の充実のための取組を支援する。

◇ **持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の充実**

一人一人が地球上の資源の有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育(E S D)の重要性について、広く啓発活動を行うとともに、関係府省が連携してこのような教育を担う人材の育成や教育プログラムの作成・普及に取り組む。

特に、E S Dを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。

◇ **人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の充実**

人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた学習、消費者教育、金融教育、法教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の充実を支援する。

◇ **地域住民に身近なスポーツ環境の整備**

国民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、地域における総合的なスポーツの場の整備をはじめとした取組への支援を充実する。平成22年度までにすべての市町村に総合型地域スポーツクラブを育成するための支援などを通じて、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とすることを目指す。

◇ **「学び直し」の機会の充実と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり**

誰もが生涯のいつでも必要な時に学び、また、何度でも新たなチャレンジを行うことができる社会の実現に向けて、情報通信技術も活用しつつ、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等において社会人をはじめとする幅広い学習者の要請に対応するための取組の充実を促す。また、全国の受講者がより学習しやすい教育環境を整備するため、放送大学の授業をBSデジタル放送で行うための整備等を支援する。

さらに、学習した成果が社会で適切に評価され、活用されるよう、学習成果の評価の仕組みについて検討する。

**基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる
基盤を育てる**

① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに、
ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得、
イ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、
ウ 学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度
を重要な要素とする「確かな学力」を養い、世界トップクラスの学力水準を確保する。

【施策】

◇ 学習指導要領の改訂と着実な実施

「確かな学力」を確立するため、国語力の育成、理数教育の重視、小学校段階における外国語活動を含めた外国語教育の充実、十分な授業時数の確保などの観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領を改訂し、平成20年度に集中的に周知を図る。平成21年度から移行措置により可能な限り先行実施するとともに、小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度から完全実施する。また、学習指導要領の運用を踏まえ、不断に見直しを行う。さらに、学習指導要領の改訂趣旨や理念が各学校や国民に深く理解されるよう、全国各地での説明会の開催など必要な措置を講じる。

[新学習指導要領の円滑な実施のための諸条件の整備について検討中]

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 新学習指導要領を踏まえ、また、習熟度別・少人数指導や専科教員の配置等も促しながら、基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成や、国語力の育成、理数教育や外国語教育の充実などを支援する。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成に加え、情報モラル教育の充実を支援する。
- ・ 国民の科学技術に関する基礎的素養の向上、科学技術関係人材の育成に向けて、土台となる理数教育の質・量の両面の充実のため、大学や企業の研究者・技術者等の外部人材を学校において活用するなど、大学との連携等を支援する。
- ・ 異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、各学校段階における国際理解教育を充実を支援する。
- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

◇ 教科書の質・量の充実

児童生徒が学習内容について十分に理解を深め、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、それらを活用する力をはぐくむため、新学習指導要領に対応した教科用図書検定基準の見直しなど、児童生徒が理解

しやすく教師が教えやすい教科書に向けた内容・記述・体様等の改善方策について検討を行うとともに、教科書検定手続きの一層の改善を図ることなどにより、教科書を質量両面で充実させる。

◇ **全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等**

児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や指導の改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する。あわせて、その結果を分析・検証し、課題がみられる学校の改善に向けた取組への支援や、優れた取組の普及等を行う。また、高等学校についても、多様化する生徒の実情を踏まえつつ学習成果を多面的かつ客観的に評価するための取組を推進する。

② **規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる**

新学習指導要領を踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体を育成するための取組を充実する。あわせて、将来社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養うための取組を充実する。

【施策】

◇ **道徳教育の充実**

子どもたちの規範意識や公共の精神などをはぐくむ観点から、道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導體制の下での指導計画づくりなどを促進するとともに、指導方法・指導體制等に関する研究や教材の作成などに総合的に取り組む。特に、教材については、適切な教材が教科書に準じたものとして十分に活用されるよう、国庫補助制度を早期に創設する。また、子どもの発達の視点を踏まえつつ、家庭、学校、地域が一体となって徳育を推進するための諸方策について幅広く検討を行う。

◇ **伝統・文化に関する教育の充実**

我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人を育成する観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育の充実を支援する。すべての子どもたちが、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加ができるよう、機会の充実を支援するとともに、地域において伝統・文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を支援する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する。

◇ **環境教育の充実**

環境教育の充実のための取組を関係府省が連携して支援する。また、環境を考慮した学校施設の整備を支援し、当該学校施設を教材とした環境教育の実施を促す。

◇ **勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実**

子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚

を促すため、経済団体、PTA、NPO法人などの協力を得て、関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を支援する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育の充実を支援する。その際、中学校段階ではすべての生徒が一定期間(例えば1週間程度)の職場体験活動を経験できるようになることを目指す。

また、専門高校等における地域社会等と連携した職業教育の充実を支援するとともに、高校生等に専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供するための取組を支援する。さらに、実務に精通した専門人材の学校への派遣など、中学校や高等学校等におけるものづくりなど実践的な教育への支援を充実する。

◇ 体験活動・読書活動等の充実

- ・ 生命や自然を大切にすする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、小学校、中学校及び高等学校の各段階において、自然体験、集団宿泊体験、職場体験、奉仕体験等の様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して取り組む。特に、小学校で自然体験・集団宿泊体験、中学校で職場体験、高等学校で奉仕体験をすべての児童生徒が一定期間(例えば1週間程度)行うことができるよう、関係府省が連携して必要な環境整備を支援する。
- ・ 豊かな感性や情緒を育むとともに、豊かな言語力を育成する観点から、朝読書をはじめとする読書活動の実施を促す。あわせて、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、学校図書館の機能の充実を図るとともに、司書教諭が発令されていない学校においても有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。

◇ いじめ等の問題行動等に対する取組の充実

いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実を図るため、関係府省が連携して、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や、関係機関と連携した取組、外部の専門家等からなる「学校問題解決支援チーム」などを設置し、学校の適切な対応を促進する取組等への支援を充実するとともに、問題行動を起こす児童生徒への毅然とした指導を促す。さらに、教育相談を必要とするすべての小中学生が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の整備・充実を支援するとともに、自殺防止に向けた取組への支援を充実する。

◇ 不登校の子ども等に対する教育機会の充実

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の充実を支援するとともに、不登校の子ども等に対する教育機会の充実の観点からの支援などの取組を進める。

◇ 子どもの体力向上に向けた総合的な方策の充実

子どもの体力の向上を目指し、運動部活動を始めとする学校体育や地域におけるスポーツ活動を振興する。そのため、学校体育における外部指導者の積極的な活用を促すとともに、子どもの体力の全国的な状況について

把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を支援する。また、子どもが安心してスポーツが行えるよう校庭の芝生化を支援する。これらの取組を通じ、子どもの体力を上昇傾向に転ずることを目指す。

◇ **食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり**

子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を支援する。あわせて、食の指導の充実を図るため、学校給食において地場産物を活用する取組を支援する。

また、学校、保護者、地域の保健部局や医療機関等の連携により、様々な心身の健康問題を持つ子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備する取組を支援する。さらに、子どもたちの様々な健康問題に対応するため、小学校から高等学校までの養護教諭未配置校にスクールヘルスリーダーを週1回程度派遣できるよう支援する。

③ 優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、優れた人材を確保するとともに、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇の実現や教員の養成・研修の充実に取り組む必要がある。

特に、今後しばらくの間、教員が大量に退職し、地域によっては大量の新規教員採用が見込まれることから、任命権者の取組も促しつつ、養成・採用段階を通じて教員の質の確保に取り組む。

あわせて、教員が、授業のための準備等も含め、一人一人の子どもに丁寧に向き合うことのできる環境を実現するため、必要な教職員定数の措置や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等の支援に総合的に取り組む。

【施策】

◇ **優れた教員を確保するための優遇措置の維持及びメリハリある給与体系の実現**

教員に優秀な人材を確保するため、人材確保法による優遇措置の基本を維持しながら、教職調整額の見直し等により教員の勤務実態を踏まえた適切な処遇とメリハリある給与体系の実現に取り組む。

◇ **教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等**

教員の勤務実態を踏まえて、多忙な教員が子ども一人一人に向き合う時間を十分に確保し、様々な教育課題に対応することができるよう、必要な教職員定数を措置する。また、小学校の専科教員の配置等のための外部人材の活用や、学校と地域との連携体制を構築し、地域住民が事務等について学校を支援する取組を支援する。その際、教員に広く一般社会から教育に熱意を持った人材の導入の促進を目指し、社会人採用のための特別免許状や特別非常勤講師制度の活用等を促す。あわせて、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の外部化、学校事務の共同実施などを通じた学校現場の負担軽減を支援する。

◇ **教員養成・研修等の充実**

- ・ 実践的能力を備えた質の高い教員を養成するため、「教職実習演習(仮称)」を必修化するとともに、その能力の向上を図るため、教員養成に係るカリキュラムや、教職課程に係る事後評価、認定審査の在り方などを見直し、逐次実施する。その状況も踏まえつつ、教員養成の在り方の抜本的な改革について検討する。あわせて、専修免許状の取得を促す。
- ・ 実践的な指導力を備えた新人教員を養成するとともに、現職教員を対象にスクールリーダーとなる教員養成を行うため、教職大学院の整備・活用や、教職大学院等と教育委員会との連携を促す。
- ・ 任命権者に対し、社会人経験者をはじめ多様で質の高い人材の確保のための採用方法の改善等を促す。また、教育委員会に対し、悩みを抱える教員のための相談窓口の設置を図るよう促す。
- ・ 学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修、教育委員会に対する支援を充実する。あわせて、初任者研修の充実に向けた取組を促す。

◇ **教員免許更新制の円滑な実施**

教員免許更新制の実施に向けた準備に着実に取り組むとともに、平成21年4月の制度開始後は、その円滑な実施のための取組等を行う。

◇ **教員評価の充実**

学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるために、教員評価に関する取組を促す。

◇ **優秀教員表彰の充実**

優れた教員の意欲を高め、社会全体に教員に対する信頼感と尊敬の念を醸成するため、優秀教員の表彰に関する取組を促す。

◇ **指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理**

指導が不適切な教員が子どもたちの教育に当たることのないよう、厳格な人事管理の実施を促すとともに、代替教員の措置などの必要な支援を行う。

④ 教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立する

各自治体における教育行政にあっては、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えることが必要である。

このため、地方の自主性や自立性を尊重し、適切な役割分担を踏まえつつ、教育委員会の活動の充実と、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を促す。

【施策】

◇ **教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実**

教育委員会の責任体制の明確化を図るとともにその体制を充実する。このため、教育委員の資質向上のための研修や情報提供を実施するとともに、各地方自治体における熱意と責任感を持った教育委員の人選や、地域住民の意思の反映などによる機能の活性化、合議制の教育委員会において管理・執行

する必要がある事項の明確化、市町村教育委員会の共同設置、地域住民の意思の反映や議会による検証を可能とするよう、教育委員会の会議や活動内容の公開、第三者の知見を活用した活動状況の点検・評価などを促す。

◇ **市町村への権限の移譲**

県費負担教職員の人事権を移譲することについて、すべての市町村において一定水準の人材確保を図ることができるよう、小規模市町村の行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担、学級編制、教職員定数の在り方などとともに、引き続き検討する。

◇ **新しい職の設置等による学校の組織運営の改善**

各学校において、改正学校教育法により新設された副校長、主幹教諭等の職の活用も図りつつ、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、例えば、校長裁量経費や教員の公募制の導入、校長の在職期間の長期化等、優れた民間人の校長等への登用等、学校の組織運営体制や指導体制の充実に向けた各教育委員会等の取組を促す。教育委員会において、管理職の登用を含め、人事管理を厳格に行い、公正かつ適正な管理運営体制を確立するよう促す。

あわせて、学校が、地域との連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、子どもたちにきめの細かい指導を行うことができるよう、また、外部の専門家等の協力も得て保護者や地域の多様な要望により適切に対応することができるよう、学校の組織運営体制の充実に向けた各教育委員会・学校の取組を促す。

◇ **学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善**

教育活動等の成果の検証を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者への報告がなされるよう各学校・教育委員会の取組を促す。さらに、専門家の客観的な視点からの第三者評価について、その仕組みの確立に向けて取り組む。

◇ **家庭・地域と一体になった学校の活性化**

学校の組織運営体制を確立する観点からも、家庭・地域と一体になった学校の活性化を推進する(前述 17 頁を参照)。

⑤ 幼児期における教育を充実する

改正教育基本法第 11 条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上や保護者負担の軽減に向けて取り組む。

【施策】

◇ **認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の拡充**

国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園について、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、さらに制度の普及啓発や運用改善等に努める。

また、小学校就学前の幼児のうち、3歳児については約4人に1人が幼稚園、保育所又は認定こども園で幼児教育を受けていない状況にあることから、幼児教育を受ける割合が9割となることを目指し支援する。

◇ 幼児教育全体の質の向上

- ・ 幼児教育の質の向上に向け、幼稚園教育要領と保育所保育指針を改訂するとともに、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。
- ・ 幼稚園における学校評価の実施とその結果の公表に向けて取り組むこととし、このうち、教職員等による自己評価については、すべての幼稚園において実施し、結果を公表し、設置者への報告がなされるよう各学校、教育委員会の取組を促す。保護者等による学校関係者評価については、できる限りすべての幼稚園において実施・結果公表・設置者への報告がなされることを目指し、各学校、教育委員会の取組を促す。さらに、専門家の客観的な視点からの第三者評価について、その仕組みの確立に向けて取り組む。
- ・ 教職員の資質向上のため、幼稚園・保育所の教職員に対する合同研修を促進するとともに、養成段階における幼稚園教諭免許と保育士資格の取得の促進はもとより、現職者においてもそれらの併有を促す。さらに、幼稚園教諭一種免許状を有する現職幼稚園教員の増加を促す。
- ・ 幼稚園の適切な学級規模等の教育環境について検討を行い、結論を得る。また、専門的知見を活用しつつ、幼児教育の内容について調査研究を進める。
- ・ 幼稚園の保健安全対策の充実を促す。

◇ 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減

幼児教育の無償化について、歳入改革にあわせて、財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、小学校就学前の教育についての保護者負担の軽減策を充実する。

◇ 幼稚園等を活用した子育てへの支援の充実

幼児期における教育を充実する観点からも、幼稚園等を活用した子育てへの支援の充実を推進する(前述19頁を参照)。

⑥ 特別なニーズに対応した教育を充実する

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を充実する。あわせて、外国人児童生徒など、特別なニーズを有する者に対応した教育への支援を充実する。

【施策】

◇ 特別支援教育の充実

幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための体制整備を支援する。特に、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実現するため、障害のある児童生徒の在籍するすべての公立小・中学校において、必要に応じて「個別の指導計画」が作成されるよう促す。

また、特別支援学校については、外部専門家の活用を含めた教員の専門性の向上や就職率の改善のための取組への支援を充実する。あわせて、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習等の一層の充実を促す。

特別支援学校の在籍児童生徒等の増加に伴う大規模化・狭隘化に対する取組を支援する。

◇ 外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の充実

小・中学校等における外国人児童生徒等の受入体制の整備や指導の充実のため、外国人児童生徒等の指導にあたる人材の確保や資質の向上、指導方法の改善、就学の促進等の取組への支援を充実する。

在外教育施設に在籍する児童生徒の教育環境の向上に向けた支援を充実する。

基本的方向 3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

① 社会の信頼に応える学士課程教育等^{注1}を実現する

高等教育の大衆化が進行して同世代の過半数が進学する「ユニバーサル段階」、そして、少子化により18歳人口が減少し、いわゆる「大学全入」時代を迎える中で、大学等における教育の質の確保が重要な課題となっている。

このため、大学等が社会的ニーズや学習者の様々なニーズに的確に対応するとともに、それぞれの掲げる教育研究上の目的の下、教養と専門性を備えた人間を育成することができるよう、各学校の位置づけや期待される役割・機能を十分に踏まえた質の高い教育の展開を支援する。その際、それぞれの個性・特色を一層明確にする教育や大学教員の教育力向上のための取組を促す。

【施策】

◇ 社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上

学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指し、各大学等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、卒業認定も含めた厳格な成績評価システムを導入するよう支援する。さらに、教育環境の改善・充実を図り、すべての大学等において教員の教育力の向上のための取組が実質化

注1 学士課程教育等

学士課程教育及び短期大学士課程教育を指す。

されるよう、教員の教育業績の評価、学生による授業評価の結果を改善へ反映させる組織的取組等を促すとともに、優れた取組を行っている大学等を支援する。

こうした各大学等における教育改善の取組を推進するため、教員の教育力の向上のための拠点形成とネットワーク化を推進するなど、個別の大学等の枠を超えた質保証の体制や基盤の強化を支援する。

さらに、ICTを活用した教員の教育力向上・教材作成や、国内外の教育コンテンツ等の情報収集・発信、海外の中核的機関との連携強化等を支援する。

◇ 共通に身に付けるべき学習成果の明確化と分野別教育の質の向上

学生が教育分野にかかわらず共通に身に付けるべき学習成果について、国際的通用性の確保にも留意しつつ、明確化に取り組むとともに、分野別の教育の質の向上・保証を行うため、「学習成果」や到達目標の設定、教材の研究開発などの取組を支援する。あわせて、教育の分野別質保証の在り方について日本学術会議との連携を図りつつ、それぞれの質の保証に向けた枠組みづくりを進める。

◇ 高等学校と大学等との接続の円滑化

各大学等が入学者受け入れ方針の明確化を図りつつ、高等学校段階の学習成果を適切に評価する大学入試の取組を促すなど、高等学校と大学との接続の円滑化を図る。また、高等学校段階での学習成果を客観的に把握する方法の一つとして、高等学校の指導改善や大学入試などに幅広く活用できる新しい学力検査について、中央教育審議会の審議を踏まえ、高大関係者が十分に協議・研究するよう促す。また、高校生が大学教育に触れる機会等を充実するため、大学等の高大連携に関する優れた取組を支援する。大学への飛び入学については、「特に優れた資質」の判定や大学における指導体制など現行制度のより柔軟な運用を図り、各大学における積極的な取組を促す。

② 世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する

国際競争力のある世界最高水準の大学づくりのため、「大学院教育振興施策要綱」（平成18～22年）に基づき、世界的な卓越した教育研究拠点の形成を支援するとともに、大学院における優れた組織的な教育の取組を支援する。あわせて、意欲と能力のある若手研究者等が活躍できる環境づくりを支援する。

【施策】

◇ 世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成

博士後期課程の学生を含む優れた若手研究者の育成機能の強化や国内外の大学・機関との連携強化等を通じて国際的に卓越した教育研究拠点を形成するための支援を一層充実する。特に、平成23年度までに、世界的に卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する。また、学術の発展と人材育成の充実のため、国公私立を通じた共同利用・共同研究拠点を整備し、重点的に支援する。

◇ 大学院教育の組織的展開の強化

産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するため、コースワーク^{注1}の充実等、大学院における組織的・体系的な優れた教育の取組に対する支援を充実する。また、大学院修了者等の一層の活用や、国内外に開かれた入学者選抜や大学院への早期入学等を含め、より開かれた大学院入学を促進するための方策等について検討し、「大学院教育振興施策要綱」に適宜反映する。

◇ 若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入

若手研究者の自立的な環境整備のためのテニユア・トラック制^{注2}の導入、多様なキャリアパスを切り拓くための人材養成等に組織的に取り組んでいる機関を支援する。あわせて、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究と出産・育児等を両立するための支援等を一層充実する。

③ 大学等の国際化を推進する

海外の有力大学等との連携を通じ、我が国の大学等の国際競争力を強化するとともに、国際的な環境で学生や教員が学ぶことができる機会を飛躍的に充実する。このため、「大学教育のグローバル化を目指した当面の施策についての基本的な考え方」（P）に基づく取組を推進する。

【施策】

◇ 留学生交流の推進

大学等の国際化や国際競争力の強化を図るとともに、諸外国との相互理解や我が国が安定した国際関係を築く上での基礎となる人的ネットワークを形成するため、中央教育審議会の審議を経て、新たに「留学生30万人計画」を策定する。この計画に基づき、我が国の留学生数を大幅に増加させることを目指すとともに、その質の確保を図るため、外国人留学生に対する支援を充実する。また、国際的に活躍できる人材の育成を図るため、日本人学生に対する海外留学の支援を充実する。

◇ 大学等の国際活動の充実

大学教育の質の向上と国際競争力の強化を図るため、国際活動のための事務局体制等の基盤強化や、海外の有力大学等との連携によるダブル・ディグリー等の複数学位制や単位互換、英語等の外国語による教育、9月入学（秋季入学）、サマープログラム等の充実に向けて、大学等の取組を支援する。

④ 国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のため、国公立の大学の協同で行う取組を支援する等、各大学等がそれぞれの特色を活かし

注1 学習課題を複数の科目等を通じて体系的に履修すること

注2 若手研究者が、厳格な審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積むことができる仕組み。

て行う地域振興に貢献する取組を促す。

【施策】

◇ 複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援

各大学等の教育研究資源を複数の大学間で有効に活用し、地域人材の育成・イノベーション創出等の地域貢献機能の強化・拡大及び教育研究の多様化・特色化を図るための取組（国公私を通じたコンソーシアム）が、全国で展開されるようになることを目指し、200件程度を支援する。また、国公私を通じ複数の大学等が学部・研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設する。

◇ 生涯を通じて大学等で学べる環境づくり

生涯学習へのニーズに対応し、大学等における社会人等受入れを大幅に拡大することを目指し、必要な環境の整備・充実を支援する。また、大学等と産業界等の対話や連携による取組を支援する。

◇ 地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

医療人養成の中核的機関である大学・附属病院の運営基盤を強化するとともに、地域の医療機関との緊密な連携体制の構築を通じた医療分野における大学等の地域貢献の取組を支援する。特に、地域医療、がんなど社会的要請の強い分野について、専門性の高い医療人の養成を促す。

⑤ 大学教育の質の向上・保証を推進する

高等教育の量的拡大や多様化の一層の進展を踏まえ、学習者の保護や国際的通用性の観点から、高等教育の質を保証する取組を充実する。その際、個々の機関の設置目的や使命等も踏まえ、それぞれの機能や役割に則して多元的な評価が行われるよう留意するとともに、個別の大学等の枠を超えた質保証の体制や基盤の強化を支援する。

また、大学等の設置認可や認証評価制度、情報公開を含めた包括的な教育の質保証の在り方について、中央教育審議会において検討し、認証評価制度の第2サイクルに向け、必要な措置を講じる。

【施策】

◇ 事前評価の的確な運用

我が国の大学等が国際的に通用するための最低限の要件を明確化する観点から、事後評価との適切な役割分担と協調を図りつつ、教員組織、施設・設備等に関して大学設置基準等の見直しを行うとともにその的確な運用を進める。

◇ 共通に身に付けるべき学習成果の明確化と分野別教育の質の向上

大学教育の質の向上・保証を推進する観点からも、共通に身に付けるべき学習成果の明確化と分野別教育の質の向上を推進する（前述30頁を参照）。

◇ 大学評価の充実

大学評価システムの確立・定着に向け、認証評価（機関別、専門職大学院専門分野別）、自己点検・評価、分野別評価等の大学評価に関して、大学等と評価機関が行う効率的な評価方法の開発等を支援するとともに、参考とな

る多様な事例を集積・提供すること等により、認証評価等の大学評価の充実と質の向上を図る。

⑥ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する

次世代をリードする人材の育成に向け、学術の中心である大学等の教育研究を安定的・継続的に支えるための職員や施設・設備を含めた基盤を一層強化するとともに、競争的環境の中で、各大学等が主体的にそれぞれの特色ある発展と教育研究の質の向上を図るための支援を充実する。その際、優れた教員の確保や教育力の向上のための取組と併せて、教育研究活動を支える人員や施設・設備等の条件整備に留意する。

【施策】

◇ 大学等の教育研究を安定的・継続的に支えるとともに、高度化を推進するための支援の充実

大学等における教育研究の質を確保し、あらゆる分野において優れた教育研究が安定的・継続的に行われるよう基盤的な経費（国立大学法人等運営費交付金・私学助成等）を確実に措置する。あわせて、人材の育成や大学の教育研究の高度化に資する科学研究費補助金等の競争的資金等の拡充に取り組む。その際、科学研究費補助金の間接経費^{注 1}について、30%の措置をできるだけ早期に実現する。

また、国立大学法人運営費交付金については、①教育研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。あわせて、企業や個人等からの寄付金、共同研究費等の民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制を含む環境整備等を検討する。

◇ 大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化

優れた人材の育成と創造的・先端的な研究を進めるため、教育研究活動の重要な基盤である大学等の施設・設備について、安全性の確保だけでなく、現代の教育研究ニーズを満たす機能を備えるよう、重点的・計画的な整備を支援する。このため、「第2次国立大学等施設緊急整備5カ年計画」（平成18～22年）を着実に実施するとともに、平成23年度を初年度とする施設整備計画を策定し、計画的な整備を支援する。

◇ 時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

国立大学の再編統合、学部の再編や学部入学定員の見直し、徹底したマネジメント改革、学部の壁を越えた教育体制など、時代や社会の要請に応えるための国立大学法人の自主的な取組を促す。また、一つの国立大学法人による複数の大学の設置管理等についての検討を行う。

注 1 競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分され、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費に充てるもの

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

① 安全・安心な教育環境を実現する

すべての子どもが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できる教育環境の整備に取り組む。

【施策】

◇ 学校等の教育施設の耐震化や施設環境の改善・充実

基本的な教育条件を全国を通じて確保するため、学校施設の整備を支援する。また、児童生徒等が安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たす学校等の教育施設の耐震化や施設環境の改善・充実を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小中学校等施設（約1万棟）について、優先的に耐震化を支援する。あわせて、老朽施設の解消、学習内容・方法の変化への対応、バリアフリー化、防犯対策、アスベスト対策等、施設環境の改善・充実を支援する。

◇ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保

学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を支援する。小学校におけるスクールガードリーダーを倍増し、5校に1人の割合で配置することを目指して支援する。あわせて、地域ぐるみで子どもの安全を確保するため、すべての小中学校において、教育面と管理面からなる学校安全計画の策定を目指して支援する。

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり

子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する観点からも、放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくりを推進する(前述17頁を参照)。

② 質の高い教育を支える環境を整備する

子どもたちが、質の高い充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、優れた教材や図書の充実を図る。また、学校における情報化の推進は、「わかる授業」の実現や「確かな学力」の向上に効果が期待されるとともに、事務体制の効率化や家庭や地域との連携の促進に資するものであり、その支援に取り組む。あわせて、国においては、各地方公共団体におけるこれらの取組状況をいわゆる「公教育費マップ」（地方公共団体における図書費、教材費、ICT整備費、放課後子どもプラン実施費などの措置状況を説明する資料）の公表などにより国民にわかりやすく説明する。さらに、教育に関する研究成果等の蓄積・活用等に取り組む。

【施策】

◇ 学校図書館の整備充実

学校図書館の蔵書を充実させるため、平成19年度から23年度までの「学

校図書館図書整備5カ年計画」に基づく単年度200億円の地方財政措置の活用も促しつつ、物的整備を促進する。また、同計画終了後も、引き続き学校図書館図書標準の達成を目指し、さらに取組を推進する。あわせて、引き続き司書教諭の有資格者養成とその発令を促進するとともに、学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を促すなど、学校図書館を中核とした子どもの読書活動に関する取組を支援する。

◇ 教材の整備充実

教材費の地方財政措置を活用し、学校現場に十分な教材が行き渡るよう、計画的な教材整備を促す。また、学習指導要領の改訂等を踏まえ、新たな教材整備年次計画を策定し、必要な財源を確保する。

◇ 学校の情報化の充実

教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備と教員のICT指導力の向上を支援する。また、教材・コンテンツについて、その利用等を支援し、ICTの教育への活用を促すとともに、校務の情報化、ICT化のサポート体制の充実を促す。これらを通じ、平成22年度までに、校内LAN整備率100%、教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数3.6人、超高速インターネット接続率100%、校務用コンピュータ教員1人1台の整備、すべての教員がICTを活用して指導できるようになることを目指す。また、教育委員会や小中高等学校等への教育CIO^{注1}や学校ICT支援員^{注2}の配置を促す。

また、平成23年の地上デジタル放送への移行を踏まえ、その効果を教育において最大限活用するための取組を支援する。

◇ 教育に関する研究成果等の蓄積・活用

個々の学校における教育内容・方法等の改善や教職員の資質向上を支援するため、教育に関する様々なデータや研究成果の蓄積とその活用に取り組む。

また、大学と教育委員会等のネットワークにより、大学の先端的な英知を教育の改善に活かす取組（「大学発教育支援コンソーシアム」構想）を支援する。

③ 私立学校の振興策を充実する

私立学校が我が国の学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、建学の精神に基づく特色ある教育研究への支援を充実する。あわせて、少子化の影響等により、厳しい経営状況にある学校法人が増加する中で、学校法人の自主的な努力による健全な経営の確保を促す観点から、学校法人に対

注1 教育CIO（Chief Information Officer）

教育において、学校の情報化を計画的かつ戦略的に進めるための統括責任者又は統括責任機関をいう。

注2 ICT支援員

学校において、ICTを活用した授業や校務処理などを行う際、教員をサポートする人材をいう。

し、経営に関する指導・助言等の支援を行う。

【施策】

◇ 私学助成の充実

教育条件の維持向上、私立学校に在学する幼児から学生までに係る教育費負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、私学助成を更に充実する。

◇ 学校法人に対する経営支援

学校法人の健全な経営を確保することを目的として、学校法人の自主的な経営改善努力を促すため、経営相談や経営分析を通じた指導・助言などの支援を充実する。

④ 教育費負担を軽減する

教育の成果は社会全体の共通の資産となるものとの認識の下、教育を受けることを望む人が、経済的な理由によりその希望を断念することなく、その意欲と能力を伸ばすことができるよう、家計の教育費負担の軽減に向け取り組む。

【施策】

◇ 奨学金事業等の充実

教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済的状況によって修学の機会を奪われないよう、学生等の多様なニーズ等を踏まえて、奨学金事業等を充実し、教育費負担を軽減する。また、各都道府県及び市町村においても、適切な就学援助や高等学校奨学金事業が行われるよう促す。

◇ 学生等に対するフェロシップ等の経済的支援の充実

優秀な人材を育成するため、フェロシップやティーチング・アシスタント^{注1}、リサーチ・アシスタント^{注2}等の経済的支援を充実する。特に、博士課程（後期）在学者の2割程度が生活費相当額程度を受給できるようにすることを目指す。

◇ 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減

教育費負担を軽減する観点からも、幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減を推進する（前述28頁を参照）。

◇ 私学助成の充実

教育費負担を軽減する観点からも、私学助成の充実を推進する（前述36頁を参照）。

注1 ティーチング・アシスタント(TA)

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実験・実習・等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたもの。

注2 リサーチ・アシスタント(RA)

大学等が行う研究プロジェクト等に、大学院生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成を図るとともに、これに対する手当を支給するもの。

◇ 民間からの資金の受入れ促進等のための仕組みの充実

企業をはじめとする多様な主体による教育の振興に資する寄附の促進、教育機関の自助努力や教育に関する取組を行う民間団体等の自立的・継続的な活動の支援、家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置等の充実を図るとともに、社会における寄附文化の醸成に向け取り組む。

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

① 関係者の役割分担、連携協力

ア 計画の実施に当たり国の果たすべき役割

教育振興基本計画を実効あるものとするため、政府は、関係府省間の緊密な連携を図りながら、計画に掲げられた施策を着実に実施する必要がある。あわせて、教育行政と、児童福祉や職業能力開発などの関係分野の行政との連携・協力の推進に努めることが求められる。

また、教育は、多くの関係者の取組により社会全体で担われるものであり、教育振興基本計画に基づき国が施策を推進するに当たっては、地方公共団体や、教育関係事業者、NPO等の民間団体など各分野において多様な主体によって行われている様々な活動にも十分に目を配り、それらとの適切な連携を図るとともに、相互の活動がより効果的に推進されるよう配慮することが求められる。

イ 地方公共団体に期待される役割

教育の振興に関し、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地方公共団体の経済的・社会的条件等に応じた施策を策定し、実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められる。

その際、地方公共団体の中でも、市町村と都道府県が担うべき役割はそれぞれ異なることに留意する必要がある。市町村は、もっとも住民に身近な立場で、その意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、行政を行うことが求められる。具体的には、義務教育を行うのに必要な小中学校を設置し、教育活動を実施する責任を有する。あわせて、市町村立の図書館、博物館、公民館、体育館等の設置管理、教育・文化・スポーツ等に関する各種事業の実施等を担うことが求められる。一方、都道府県は、広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び学校等の設置管理、市町村に対する教育条件整備に対する支援、市町村における教育事業の適正な実施のための指導、助言、援助等を担う。今後、地方分権が進めば進むほど、それぞれが自律的にその責任を果たさなければならない。

改正教育基本法には、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌しながら、その実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努める旨の規定が盛り込まれた。これまで、多くの地方公共団体において教育に関する計画が策定されるなど、教育の振興のための施策が進められているところであるが、今後、各地方公共団体においては、国の教育振興基本計画を参考にしつつ、自らの地方公共団体における教育の総合的な振興を図っていくために、具体的にどのような対応が必要であり、そのためにはどのような計画を策定すべきかについて、

地域の実情に照らしながら、主体的に判断し、取組を進めていただきたい。

今後、地方分権が更に進むことが見込まれる中で、これからの時代の地域を支え、興すのは、その地域の人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」である。国として「教育立国」を目指すのと同様、地方公共団体にも、教育を何よりも大切にすると立場から、その地域ならではの充実した教育の実現に向けた取組が期待される。

② 教育に対する財政措置【現在検討中】

③ 的確な情報の収集・発信と国民の意見等の把握・反映

教育振興基本計画の推進に当たっては、施策の立案や実施に当たってのプロセスの透明性を確保するとともに、幅広い国民の参画を得て施策を推進することが重要である。政府は、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、公聴の機会の充実等により、国民の意見等の把握・反映に努める必要がある。

④ 新たに検討が必要となる事項への対応

政府は、今後5年間、第3章に掲げた施策等の着実な実施を中心に教育の振興に取り組む必要がある。一方で、子どもたちをめぐる社会の変化等の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化している。こうした状況に対応するためには、今後の計画期間においても、必要に応じ、適時適切に新しい課題に対する検討を進めるとともに、迅速な対応を行っていく必要がある。

⑤ 進捗状況の点検及び計画の見直し

教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠である。このため、関係府省には、毎年度、自らの施策の進捗状況について、適切な指標等も用いつつ点検を行うことが求められる。

中央教育審議会は、関係府省の行った施策の自主的な点検結果に基づき計画の進捗状況について点検を行った上で、必要に応じ、計画の見直し等も含め、文部科学大臣に対して意見具申を行う。文部科学省は、具申された内容に基づき、必要に応じ、関係府省とも連携しつつ、所要の措置を講ずることが求められる。

また、計画の年度ごとの進捗状況等については、広く国民に情報提供する必要がある。

今回の教育振興基本計画は、政府が5年間に取り組むべき具体的方策について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行い、中央教育審議会の意見を聴

いて、次期計画を策定する必要がある。なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改訂することもあり得るものである。